

新潟市移住モデル地区<移住推進モデル>指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市への移住および定住を促進させるために、地域が主体となり積極的に移住に関する取り組みを行う地区を、新潟市移住モデル地区<移住推進モデル>（以下「移住推進モデル地区」という。）に指定するにあたり、指定等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 申請団体 移住推進モデル地区の指定を受けようとする団体で、以下のいずれかの団体をいう。

ア 自治会 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等をいう。

イ 地域コミュニティ協議会 新潟市区自治協議会条例（平成18年12月21日実施）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。

(2) 活動区域 申請団体が移住に関する取組みを行う区域をいう。

(移住推進モデル地区の申請)

第3条 移住推進モデル地区の指定を受けようとする申請団体の代表者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 新潟市移住モデル地区<移住推進モデル>指定申請書（別記様式第1号）

(2) 活動概要書（別記様式第2号）

(指定の要件)

第4条 市長は、前条の申請内容が次に掲げる各号のいずれにも該当し、申請内容が新潟市の移住および定住の促進につながる内容であると認めた場合に、前条の申請に係る活動区域を移住推進モデル地区に指定するものとする。

- (1) 申請団体が今後継続的に移住の推進に係る活動に取り組む意思があること
- (2) 申請団体が移住希望者等からの移住に関する問い合わせに対応する体制があること

(移住推進モデル地区の指定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請書が前条の指定の要件を満たす場合には、申請書に係る活動区域を移住推進モデル地区に指定し、その旨を新潟市移住モデル地区<移住推進モデル>指定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。指定しない場合は、その旨を新潟市移住モデル地区<移住推進モデル>不指定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知により移住推進モデル地区の指定をする旨の通知を受けた団体を、当該移住推進モデル地区に係る活動をする団体として指定する。

3 市長は、前項による指定を受けた団体(以下「指定団体」という。)に、別記様式第5号による指定書を交付する。

(移住推進モデル地区の指定内容に係る変更)

第6条 指定団体は、第3条第1号に規定する申請書の記載内容に変更があった場合には、新潟市移住モデル地区<移住推進モデル>指定変更申請書(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請について、移住推進モデル地区の指定内容を変更する場合は、指定変更通知書(別記様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(活動概要書に係る変更)

第7条 指定団体は、第3条第2号に規定する活動概要書の記載内容に変更があった場合には、新潟市移住モデル地区<移住推進モデル>活動概要変更届出書(別記様式第8号)を市長に提出するものとする。

(移住推進モデル地区の活動)

第8条 市および指定団体は、協働して移住推進モデル地区の取組みを推進しなければならない。

- 2 市は、指定団体の取組みを推進させるための支援に努めるものとする。
- 3 指定団体は、市が実施するアンケート、活動実績の報告及びその他調査等に協力しなければならない。

(指定期間)

第9条 移住推進モデル地区の指定期間は、移住推進モデル地区の指定を受けた日から5箇年の範囲で市長が定める日までとする。

- 2 市長は、移住推進モデル地区の取組みの実現のために前項で定めた指定期間を延長する必要があると認める場合は、指定期間を延長することができる。
- 3 前項の規定により指定期間を延長する場合は、別記様式第3号による通知書および別記様式第5号による指定書を指定団体に交付する。

(指定の解除)

第10条 市長は、次の各号に該当する場合は、移住推進モデル地区の指定を解除することができる。

- (1) 指定団体から指定の解除の申出があったとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項第1号の申出は、別記様式第9号による指定解除申請書により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を解除したときは、指定団体に別記様式第10号による通知書により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。